

保証人変更届

年 月 日

香川県立保健医療大学長 殿

所 属 保健医療学研究科（ 専攻）
保健医療学部（ 学科）
入学年度 年度
学籍番号
氏 名

（保証人の変更）

新保証人

郵便番号
住 所
電話番号（ ） —
携帯電話番号
ふりがな
氏 名
（ 年 月 日生）
本人との続柄
勤 務 先

旧保証人

氏 名

（連帯保証人の変更）

新連帯保証人

郵便番号
住 所
電話番号（ ） —
携帯電話番号
ふりがな
氏 名
（ 年 月 日生）
本人との続柄
勤 務 先

旧連帯保証人

氏 名

次の理由により保証人・連帯保証人を変更しましたので、新旧保証人・新旧連帯保証人連署の上、届け出ます。

記

変更理由

注 保証人及び連帯保証人(兼ねても良い)は、保護者又は独立の生計を営む成年の者とし、必ず自署のこと。

旧保証人・旧連帯保証人が連署できない場合は、その理由を記載すること。

保証人及び連帯保証人の役割・同意事項については、裏面に記載のとおり。

(保証人の役割・同意事項)

1. 学生本人の本学在学中における行為について

- (1) 学生本人の身分異動（休学、復学、転学、留学、退学）についての同意
- (2) 入学金減免申請、入学金分納又は納付猶予申請への同意
授業料減免申請、授業料の分納又は納付猶予申請への同意
- (3) 学生本人の身元確認に係る対応
- (4) 緊急時の連絡対応
- (5) 保証人及び連帯保証人の変更の届出

2. 所定の授業料等の本学に対する債務（極度額の範囲内）

- (1) 学生本人の入学金及び授業料債務に関し、極度額の範囲内で保証の責を負う。

(連帯保証人の役割・同意事項)

1. 所定の授業料等の本学に対する債務（極度額の範囲内）

- (1) 学生本人の入学金及び授業料債務に関し、極度額の範囲内で連帯保証の責を負う。

入学金及び授業料の極度額（上限額）は以下のとおり

(単位：円)

学部・研究科	区分	入学金	授業料	極度額	
			授業料年額に在学可能な最長の年数を乗じた額		
学部 保健医療学部 看護学科 臨床検査学科	県内者	197,400	535,800×8年=4,286,400	4,483,800	
	その他の者	366,600		4,653,000	
研究科 保健医療学研究科 博士前期課程	県内者	197,400	535,800×4年=2,143,200	2,340,600	
	その他の者	366,600		2,509,800	
	保健医療学研究科 博士後期課程	県内者	197,400	535,800×6年=3,214,800	3,412,200
		その他の者	366,600		3,581,400

※在学可能な年数は最長で修業年限の2倍のため、授業料の極度額は在学可能な最長の年数を乗じた額とします。